

栗原市立栗原中央病院 院内フリーWi-Fi 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、栗原市立栗原中央病院（以下「当院」という。）を利用される患者様等、当院利用者の利便性向上を図ることを目的として提供する「無線LANによるインターネット接続サービス（以下「院内フリーWi-Fi」という）」の利用について必要な事項を定める。

(規約の適用)

第2条 院内フリーWi-Fi を利用するためには、本規約に同意しなければならない。当院利用者が院内フリーWi-Fi の利用を開始した場合は、本規約に同意したものとみなす。

(院内フリーWi-Fi の利用)

第3条 当院利用者は、院内フリーWi-Fi を利用してインターネットに接続することができる。

- 2 院内フリーWi-Fi の利用に係る機器設定は、利用者が行うものとする。
- 3 当院は、院内フリーWi-Fi の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができる。

(利用料金)

第4条 院内フリーWi-Fi の利用料金は無料とするが、当院利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとする。

(提供エリア及び利用時間)

第5条 院内フリーWi-Fi の利用場所及び時間については、別表のとおりとする。ただし、当院が必要と認めた場合、利用者に事前に通知することなく変更できるものとする。

- 2 接続可能時間は、1回の認証で1時間までとする。

(利用者の責務)

第6条 院内フリーWi-Fi を利用するために必要な通信端末（スマートフォン、タブレット等）及びソフトウェアについては利用者が準備するものとし、当院からの機器等の貸し出しは一切行わない。また、利用者が持ち込んだ通信端末については利用者自身が管理し、盗難や紛失、破損等が発生しても当院はその

責任を負わないものとする。

- 2 院内フリーWi-Fi を利用するための通信端末の設定及び操作は利用者が行うものとする。通信端末の種類、ソフトウェア等に係る事由により本サービスを利用できない場合があっても、当院は責任を負わないものとする。
- 3 院内フリーWi-Fi に接続する通信端末のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。回線利用中に生じたコンピューターウイルス感染等の被害については、当院は一切責任を負わないものとする。
- 4 通信端末及び付属機器に供給する電源は利用者が準備するものとする。
- 5 他の利用者の迷惑とならないよう、音声は消音とするなどの対応を行い、使用するものとする。
- 6 次条に規定する禁止行為を行ってはならない。
- 7 その他の利用方法については、当院の指示に従うものとする。

(禁止行為)

第7条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者もしくは当院の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
 - (2) 第三者もしくは当院の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
 - (3) 第三者もしくは当院に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
 - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 他の利用者及びその他の第三者又は当院を誹謗中傷する行為
 - (6) 性風俗、宗教、政治に関する活動に使用する行為
 - (7) SSID 及びパスワードを不正に使用する行為
 - (8) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - (9) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (10) 大量データの送受信（ファイル共有ソフトの使用や OS のアップデート等）により通信回線に負荷をかける行為
 - (11) 院内フリーWi-Fi による通信提供エリアと携帯電話使用制限区域が重複するエリアの場合、当該エリア内での院内フリーWi-Fi を用いた各種通話サービスの利用は禁止とする。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為又は当院が不適切と判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって、他の利用者及びその他の第三

者に損害が生じた場合、当該利用者は当該損害の発生に係る全ての法的責任を負うものとし、当院は一切の責任を負わないものとする。この場合において、当院に損害が生じた場合は、利用者に対し、損害の賠償を請求することができる。

(サービスの変更・中止)

第8条 当院は、医療行為への影響がある場合等、利用者に予告なく本サービスの内容を変更できるものとする。

2 当院は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運用を中止できるものとする。

(1) 院内フリーWi-Fi のシステム保守又は工事を行う場合。

(2) 災害、停電その他の非常事態により、院内フリーWi-Fi の通常運用が行えなくなった場合。

(3) 院内フリーWi-Fi のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合。

(4) その他、院内フリーWi-Fi の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合。

3 当院は、院内フリーWi-Fi の内容の変更又は運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

(免責事項)

第9条 利用者が院内フリーWi-Fi を利用したことにより、利用者及び第三者が被ったいかなる損害等について、当院は一切の責任を負わないものとする。

2 当院は、利用者が院内フリーWi-Fi を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性についていかなる保証も行わないものとする。

3 院内フリーWi-Fi の提供、遅滞、変更、中止又は廃止、院内フリーWi-Fi を通じて登録、提供又は収集された利用者情報の消失、利用者の端末のコンピューターウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他院内フリーWi-Fi に関連して発生した利用者の損害については、当院はその責任を一切負わないものとする。

4 院内フリーWi-Fi に接続する機種、OS、Web ブラウザ等により、院内フリーWi-Fi を利用できない場合であっても、当院はその責任を負わないものとする。

5 当院は、院内フリーWi-Fi における通信速度を保証しないものとする。

6 当院は、利用者のアクセスログ等院内フリーWi-Fi の利用に関する情報を、

外部（裁判所、捜査機関等の公的機関）から提供を求められた場合、利用者の同意が無くとも、これに応じることができるものとする。

（規約の変更）

第10条 当院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が院内フリーWi-Fiを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和 3年 9月 1日から施行する。

この規約は、令和 4年 4月 7日から施行する。

別表（第5条関係）

本 院

フロア	提供エリア	提供時間
1F	総合受付待合ホール、外来待合ホール	7：00～21：00
2F	外来待合ホール	7：00～21：00
3F	食堂	7：00～21：00
4F	食堂	7：00～21：00
5F	食堂	7：00～21：00

感染制御センター

フロア	提供エリア	提供時間
1F	講義室、研修室等 1F 全般	7：00～21：00
2F	各病室等 2F 全般	7：00～21：00